

■ ご遺族様へ

死体検案書再発行手続きに関する手順

①死体検案書追加申込書に記入・送付

- ・受取人欄：氏名、住所、電話番号、用途に☑を記入
- ・委任状：ご遺族が手続きする場合は記入不要
- ・保険会社等の指定用紙がある場合は同封（同封された指定用紙で書類を作成）
※指定用紙が無い場合は、慈恵大学の用紙で書類作成します。
- ・返信用封筒は不要

＜郵送先＞ 普通郵便でお送りください。
〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8
慈恵医大法医学講座 宛

②文書料（10,000 円/通）の振込 2 通必要であれば 20,000 円になります

＜振込先＞

三菱 UFJ 銀行 虎ノ門支店 普通 4068292

名義：学）慈恵大学 理事長 栗原敏

ガク ジケイダイガク リジチョウ クリハラサトシ

※振込人名義：解剖番号と振込人名義でお願いします。

③死体検案書追加発行申込受理・振込確認

死体検案書追加発行申込書が郵送で届き、経理課で文書料の振込が確認できましたら、担当医が書類を作成いたします。

検査結果等の都合により時間がかかる場合もあります。

④死体検案書作成後⇒発送

書類は事務受付より死体検案書追加申込書記載の受取人のご住所に特定記録で郵送いたします。

死体検案書追加発行申込書がお手元にない場合

「死体検案書追加申込書」がお手元に無い場合、ご遺族に限り「死体検案書追加発行申込書」を再発行いたします。

メール問合せ先の事務受付係に

- ① お亡くなりになられた方の名前
- ② 検案年月日（書類作成日）不明の場合は、おおよその日付（例）2024 年 10 月 20 日頃
- ③ ①の方との続柄
- ④ 受取人のご住所、お名前、連絡先（電話番号）

＜メール問合せ先＞

メールアドレス：forensic-med*jikei.ac.jp

＊を@に変更してください

件名：申込書希望

①から④をメールに記載して送ってください。

⑤送付元メールアドレスに「死体検案書追加発行申込書」を PDF でお送りします。

「死体検案書追加発行申込書」の書類が届きましたら、

死体検案書再発行手続きに関する手順に従って手続きを行ってください。

その他

- ・ご遺族様に解剖料金・検査料金を請求することはありません。
- ・解剖後の検査結果をまとめた報告書等は作成をしておりません。死体検案書の追加発行書類のみとなります。
- ・担当医に面談にて直接説明をお聞きになりたい場合は、別途電話にてご相談ください。
- ・大学病院文書窓口では一切対応はしておりません。
- ・解剖が行われた慈恵医大附属第三病院での検査結果等の対応はしておりません。
- ・訴訟等における情報開示に関しては、個人（ご遺族）に直接は開示しておりません。弁護士事務所を通して手続きを行ってください。